

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三島市長 豊岡武士

市町村名 (市町村コード)	三島市 (22206)
地域名 (地域内農業集落名)	佐野地区 (佐野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月7日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、大場川沿いに広がる農地であり、水稻を中心に栽培している。  
不整形・狭小などで耕作に適さない農地の遊休農地化が懸念されるため、基盤整備事業により、現在の田の5割以上を畑へ転換する予定である。  
高齢化が進み地区内の農家では農地を受けきれないため、個人・法人問わず規模拡大を希望する農家の参入を希望している。

【地域の基礎的データ】  
農業を担う者19名(うち認定農業者:7名)  
面積:14.9ha(うち、田4.5ha 畑10.4ha)  
主な作物:水稻、露地野菜(甘藷・馬鈴薯・人参・玉ねぎ・ブロッコリーなど)

## (2) 地域における農業の将来の在り方

田から畑へ転換し、認定農業者による高収益作物の栽培に取り組む。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

基盤整備事業を実施する区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者へ集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
基盤整備後の農地はすべて農地中間管理事業を活用し賃貸借を設定する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の区画整理・用排水路・農道・暗渠等の基盤整備に取り組み農業の生産効率の向上を図り、農地を集積・集約化する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や農業法人の受け入れを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できるものがあるかどうか引き続き検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①猟友会と連携し、被害状況の確認や捕獲体制の構築に取り組む。また、市の有害鳥獣防除柵等設置事業費補助金の活用を推進し、侵入防止策や檻の設置に取り組み、イノシシ、シカ等の侵入防止を図る。
- ③作業効率化につながる除草ロボットなどの導入を検討する。
- ④水田の畑地化を進める。